



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *18 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *19 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (")..... 6

規 則

和歌山県規則第18号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(在学期間) 第8条 略 2 助産学科の在学期間は、<u>1年</u>を超えることができない。</p> <p>(休業日) 第11条 休業日は、次に掲げるとおりとし、休業日には授業を行わないものとする。 (1)～(3) 略 (4) 学科ごとに次の表に掲げる夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>夏期休業日</th> <th>冬期休業日</th> <th>春期休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>助産学科</td> <td>8月7日から8月31日まで</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(休学) 第29条 略 2～5 略 6 休学期間は、<u>在学期間に算入しない。ただし、助産学科に在籍する学生に限り、休学期間を在学期間に算入するものとする。</u></p> <p>(懲戒) 第33条 略 2 懲戒は、<u>訓告、停学及び退学の3種</u>とする。 3 略</p>	学科	夏期休業日	冬期休業日	春期休業日	略	略	略	略	助産学科	8月7日から8月31日まで	略		<p>(在学期間) 第8条 略 2 助産学科の在学期間は、<u>2年</u>を超えることができない。</p> <p>(休業日) 第11条 休業日は、次に掲げるとおりとし、休業日には授業を行わないものとする。 (1)～(3) 略 (4) 各学科ごとに次の表に掲げる夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>夏期休業日</th> <th>冬期休業日</th> <th>春期休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>助産学科</td> <td>8月1日から8月31日まで</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(休学) 第29条 略 2～5 略 6 休学期間は、<u>在学期間に算入しない。</u></p> <p>(懲戒) 第33条 略 2 懲戒は、<u>訓戒、謹慎、停学及び退学の4種</u>とする。 3 略</p>	学科	夏期休業日	冬期休業日	春期休業日	略	略	略	略	助産学科	8月1日から8月31日まで	略	
学科	夏期休業日	冬期休業日	春期休業日																						
略	略	略	略																						
助産学科	8月7日から8月31日まで	略																							
学科	夏期休業日	冬期休業日	春期休業日																						
略	略	略	略																						
助産学科	8月1日から8月31日まで	略																							

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第14条関係)

看護学科

教育内容		授業科目	単位数	授業時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	心理学	1	20
		教育学	1	30
		情報科学	1	30
		論理的思考	2	30
	人間と生活・社会の理解	人間探索	1	20
		社会学	1	30
		倫理学	1	30
		英語Ⅰ	1	30
		英語Ⅱ	1	30
		英語Ⅲ	1	20
		人間関係論Ⅰ	1	30
		人間関係論Ⅱ	1	15
	保健体育	1	20	
	小計			14
専門基礎 分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	2	60
		解剖生理学Ⅱ	2	60
		生化学	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	15
		病態学Ⅰ	2	40
		病態学Ⅱ	1	30
		病態学Ⅲ	1	30
		病態学Ⅳ	1	15
		病態学Ⅴ	1	30
		微生物学	1	30
		薬理学	1	30
		臨床検査	1	15
		臨床判断の基礎	2	30

	健康支援と社会保障制度	健康と栄養 公衆衛生学 社会福祉論 看護関係法令	1 2 2 1	30 30 30 15
	小計		23	520
専門分野	基礎看護学	看護学概論 共通基本技術Ⅰ 共通基本技術Ⅱ 日常生活援助論Ⅰ 日常生活援助論Ⅱ 診療援助技術Ⅰ 診療援助技術Ⅱ 診療援助技術Ⅲ 健康段階・治療別看護 薬と看護 看護過程 看護研究	1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1	30 30 30 45 20 20 30 20 45 20 20 30
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論Ⅰ 地域・在宅看護概論Ⅱ 家族看護論 地域・在宅看護活動論Ⅰ 地域・在宅看護活動論Ⅱ	1 1 1 1 2	20 15 15 30 30
	成人看護学	成人看護学概論 成人の健康と看護Ⅰ 成人の健康と看護Ⅱ 成人の健康と看護Ⅲ 成人の健康と看護Ⅳ 成人の健康と看護Ⅴ	1 1 1 1 1 1	30 30 20 30 30 20

老年看護学	老年看護学概論	1	30
	高齢者の健康と看護Ⅰ	1	30
	高齢者の健康と看護Ⅱ	2	40
小児看護学	小児看護学概論	1	30
	子どもの健康と看護Ⅰ	1	30
	子どもの健康と看護Ⅱ	1	20
	子どもの健康と看護Ⅲ	1	30
母性看護学	母性看護学概論	1	30
	母性看護活動論Ⅰ	1	15
	母性看護活動論Ⅱ	2	45
	母性看護活動論Ⅲ	1	30
精神看護学	精神看護学概論	1	30
	精神の健康と看護Ⅰ	1	30
	精神の健康と看護Ⅱ	1	15
	精神の健康と看護Ⅲ	2	40
看護の統合と実践	看護マネジメント	1	15
	医療安全	1	20
	災害看護と国際看護	1	15
	看護実践の倫理	1	15
	臨床看護実践演習	1	30
	多職種連携の基礎	1	15
	多職種連携の実際	1	15
	ケーススタディ	1	20
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	2
基礎看護学実習Ⅱ		2	80
地域・在宅看護論実習Ⅰ		2	60
地域・在宅看護論実習Ⅱ		2	90
成人・老年看護学実習Ⅰ		2	90
成人・老年看護学実習Ⅱ		2	90
成人・老年看護学実習Ⅲ		2	90

	小児看護学実習	2	90
	母性看護学実習	2	90
	精神看護学実習	2	90
	統合実習	3	120
	小計	75	2,150
総計		112	3,005

別表第2（第14条関係）

助産学科

教育内容	授業科目	単位数	授業時間数
基礎助産学	助産学概論	1	15
	人間の性と生殖	1	30
	母子の健康科学	1	30
	妊娠・分娩・産褥の生理と病態	2	60
	新生児・乳幼児の成長発達	1	30
	家族の心理・社会学	1	30
	小計	7	195
助産診断・技術学	助産診断・技術学Ⅰ	1	30
	助産診断・技術学Ⅱ	2	40
	助産診断・技術学Ⅲ	2	40
	助産診断・技術学Ⅳ	2	40
	助産診断・技術学Ⅴ	1	30
	助産診断・技術学Ⅵ	1	16
	健康教育論	2	44
	小計	11	240
地域母子保健	地域母子保健	2	30

助産管理	助産管理	2	30
臨地実習	助産学実習（周産期）	6	270
	助産学実習（分娩介助）	3	135
	助産学実習（NICU・GCU）	1	30
	地域母子保健実習	1	45
	小計	11	480
総計		33	975

別記第2号様式中

「 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 満 _____ 歳 を「 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 満 _____ 歳 に改める。
性 別（ 男・女 ）」

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正後の和歌山県立高等看護学院学則第8条第2項の規定は、令和5年度に入学した者に適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 令和4年3月31日に在学する学生（1以上の単位を修得した者に限る。）に係る教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県規則第19号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（懲戒） 第29条 略 2 懲戒の種類は、 <u>訓告</u> 、停学及び退学とする。 3 略	（懲戒） 第29条 略 2 懲戒の種類は、 <u>訓戒</u> 、 <u>謹慎</u> 、停学及び退学とする。 3 略

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

教育内容		授業科目	単位数	授業時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	1	30
		文章表現法	1	30
		教育学	1	15
	人間と生活・社会の理解	倫理学	1	15
		生物学	1	30
		物理学	1	15
		社会学	1	15
		心理学	1	30
		人間関係論	2	30
		家族関係論	1	15
		コミュニケーション技法	1	15
		保健体育	1	30
		英語	1	30
小計		14	300	
専門基礎 分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30
		解剖生理学Ⅱ	1	30
		解剖生理学Ⅲ	2	45
		生化学	1	30
		栄養学	1	30
		疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1
	病態学Ⅰ	1	30	
	病態学Ⅱ	1	30	
	病態学Ⅲ	1	30	
	病態学Ⅳ	1	30	
	病態学Ⅴ	1	30	
	病態学Ⅵ	1	30	
	薬理学	1	30	
	臨床薬理学	1	15	

		微生物学	1	30	
	健康支援と社会保障制度	総合医療論	1	15	
		公衆衛生学	1	30	
		社会福祉	2	30	
		関係法規	2	30	
	小計		22	555	
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30	
		共通看護技術論Ⅰ	1	30	
		共通看護技術論Ⅱ	1	30	
		共通看護技術論Ⅲ	1	30	
		日常生活援助技術論Ⅰ	1	30	
		日常生活援助技術論Ⅱ	1	30	
		日常生活援助技術論Ⅲ	1	30	
		日常生活援助技術論Ⅳ	1	30	
		回復促進援助技術論	1	30	
		臨床看護総論	1	30	
		臨床判断シミュレーションⅠ	1	30	
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	2	30
			地域・在宅看護援助論Ⅰ	1	30
	地域・在宅看護援助論Ⅱ		2	30	
	地域・在宅看護援助論Ⅲ		1	15	
	成人看護学	成人看護学概論	1	30	
		成人看護援助論Ⅰ	1	30	
		成人看護援助論Ⅱ	1	30	
		成人看護援助論Ⅲ	1	30	
		成人看護援助論Ⅳ	1	30	
		成人看護援助論Ⅴ	1	15	
	老年看護学	老年看護学概論	1	30	

	老年看護援助論Ⅰ	1	15
	老年看護援助論Ⅱ	1	30
	老年看護援助論Ⅲ	1	15
小児看護学	小児看護学概論	1	30
	小児看護援助論Ⅰ	1	30
	小児看護援助論Ⅱ	1	30
	小児看護援助論Ⅲ	1	15
母性看護学	母性看護学概論	1	30
	母性看護援助論Ⅰ	1	30
	母性看護援助論Ⅱ	1	30
	母性看護援助論Ⅲ	1	15
精神看護学	精神看護学概論	1	30
	精神看護援助論Ⅰ	1	30
	精神看護援助論Ⅱ	1	30
	精神看護援助論Ⅲ	1	15
看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	1	30
	看護の統合と実践Ⅱ	1	30
	臨床判断シミュレーションⅡ	1	30
	看護研究	1	15
臨地実習			
基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
	基礎看護学実習Ⅱ	1	45
	基礎看護学実習Ⅲ	2	90
地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	45
	地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90
成人・老年看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90
	成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90
	成人・老年看護学実習Ⅲ	2	90
	成人・老年看護学実習Ⅳ	2	90
小児看護学	小児看護学実習	2	90

	母性看護学	母性看護学実習	2	90
	精神看護学	精神看護学実習	2	90
	看護の統合と実践	総合実習	2	90
	小計		66	2,145
総計			102	3,000

別記第2号様式中

「_____年 _____月 _____日生 満 _____歳
性 別(男・女)」を「_____年 _____月 _____日生 満 _____歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日に在学する学生に係る教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。